

第4章

事業計画

第4章 事業計画

1 幼児期の学校教育・保育

量の見込みの設定

量の見込みの設定にあたっては、現在の教育・保育施設・サービスの利用状況およびニーズ調査の結果をもとに国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って認定区分*ごとに必要利用定員総数を決めました。

※ 認定区分とは・・・

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなっています。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、現行制度や運用の実態を勘案しながら三島市が基準を策定します。

■ 認定区分 ■

認定区分	対象者	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	あり	保育園、認定こども園 認可外保育施設
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	あり	保育園、認定こども園 特定地域型保育事業 認可外保育施設

■ 認定基準 ■

事由	区分	優先利用
①就労 ②就労以外の事由	①保育標準時間 ②保育短時間	就労 ひとり親家庭 など

教育・保育施設の需要量および確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を決めました。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設および特定地域型保育事業等による確保の内容および実施時期を設定します。

三島市の確保方策に係る基本的な考え方は以下のとおりです。

- 1 認定こども園化を希望する民間教育・保育施設に対し支援を行います
- 2 認可外保育施設の認可化に向けた支援を行います
- 3 特定地域型保育事業の参入業者に対し支援を行います

(1) 1号認定

■ 対 象 ■

1号認定の3～5歳児および2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

■ 事業内容 ■

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,704	1,677	1,614	1,590	1,576
1号認定	1,387	1,365	1,313	1,293	1,283
2号認定 （教育ニーズ）	241	237	228	225	223
他市町委託分	▲ 52	▲ 51	▲ 51	▲ 50	▲ 49
他市町受入分	128	126	124	122	119
②確保の内容 （提供可能量）	2,465	2,475	2,480	2,333	2,348
（うち、他市町の子ども）	(128)	(126)	(124)	(122)	(119)
特定教育・保育施設 （幼稚園）	1,375	1,375	1,375	970	970
確認を受けない 幼稚園	960	960	960	960	765
特定教育・保育施設 （認定こども園）	130	140	145	403	613
差（②－①）	761	798	866	743	772

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設（幼稚園）は、公立・私立あわせて市内に 18 園あり、定員は 2,430 人となっています。量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用定員総数 1,704 人に対し、私立幼稚園で預かり保育を行うことなどにより提供可能量は上回っています。

(2) 2号認定

■ 対 象 ■

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

■ 事業内容 ■

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	1,284	1,264	1,216	1,198	1,188
三島市内	1,260	1,240	1,193	1,175	1,166
他市町受入分	24	24	23	23	22
②確保の内容 （提供可能量）	1,094	1,084	1,127	1,220	1,250
（うち、他市町の子ども）	(24)	(24)	(23)	(23)	(22)
特定教育・保育施設 （保育園）	1,034	884	903	849	644
特定教育・保育施設 （認定こども園）	15	155	195	342	577
認可外保育施設	45	45	29	29	29
差（②－①）	▲ 190	▲ 180	▲ 89	22	62

■ 確保方策 ■

平成25年度時点で特定教育・保育施設は、公立・私立あわせて18園、当該事業を行う認可外保育施設は3か所あり、3～5歳児の定員は1,073人となっています。

量の見込みのピークである平成27年度の必要利用定員総数1,284人に対し、提供可能量は1,094人と190人分不足している状態にあります。私立幼稚園の認定こども園化や預かり保育の拡大、新規・既存施設の施設整備等により、提供可能量の確保を図るとともに、公立幼稚園の認定こども園化（2号認定の受け入れ）も視野に入れながら、平成30年度までに不足分の解消を図ります。

(3) 3号認定<0歳>

■ 対 象 ■

3号認定（保育の必要性あり）の0歳児

■ 事業内容 ■

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	215	213	211	207	203
三島市内	215	213	211	207	203
②確保の内容 （提供可能量）	158	163	173	195	203
特定教育・保育施設 （保育園）	134	129	117	139	121
特定教育・保育施設 （認定こども園）	3	8	23	23	41
特定地域型保育 施設	6	11	21	21	29
認可外保育施設	15	15	12	12	12
差（②-①）	▲ 57	▲ 50	▲ 38	▲ 12	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設は、公立・私立あわせて 18 園、当該事業を行う認可外保育施設は 3 か所あり、0 歳児の定員は 160 人となっています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用定員総数 215 人に対し、提供可能量は 158 人と 57 人分不足している状態にあります。公立幼稚園の認定こども園化（2 号認定の受け入れ）等で生じることが見込まれる 2 号認定の余剰量を 3 号認定の量の確保に活用することにより、平成 30 年度までに 20 人程度の量を確保するとともに、私立幼稚園の認定こども園化や特定地域型保育事業の参入、新規・既存施設の施設整備等により不足分の解消を図ります。

(4) 3号認定<1・2歳>

■ 対 象 ■

3号認定（保育の必要性あり）の1・2歳児

■ 事業内容 ■

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	804	800	800	791	780
三島市内	804	800	800	791	780
②確保の内容 (提供可能量)	589	620	675	720	780
特定教育・保育施設 (保育園)	522	477	465	495	418
特定教育・保育施設 (認定こども園)	12	57	87	87	164
特定地域型保育 施設	13	44	97	112	172
認可外保育施設	42	42	26	26	26
差 (②-①)	▲ 215	▲ 180	▲ 125	▲ 71	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設は、公立・私立あわせて 18 園、当該事業を行う認可外保育施設は 3 か所あり、1・2 歳児の定員は 575 人となっています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の必要利用定員総数 804 人に対し、提供可能量は 589 人と 215 人分不足している状態にあります。公立幼稚園の認定こども園化(2号認定の受け入れ)等で生じることが見込まれる2号認定の余剰量を3号認定の量の確保に活用することにより、平成 30 年度までに 30 人程度の量を確保するとともに、私立幼稚園の認定こども園化や特定地域型保育事業の参入、新規・既存施設の施設整備等により不足分の解消を図ります。

■ 3号認定の保育利用率

■ 推計人口 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推計児童数 (0～2 歳)	2,612	2,594	2,584	2,550	2,510

■ 需給計画 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3号認定の 保育提供可能量	747	783	848	915	983
0 歳	158	163	173	195	203
1・2 歳	589	620	675	720	780

■ 0～2歳の保育利用率※ ■

(単位：%)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率	28.6	30.2	32.8	35.9	39.2

※保育利用率は、3号認定（0歳+1・2歳）の保育提供可能量÷推計児童数 により算出



2 地域における子育ての支援（地域子ども・子育て支援事業）

量の見込みの設定

量の見込みの設定にあたっては、現在の教育・保育施設・サービスの利用状況およびニーズ調査の結果をもとに国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って必要利用定員総数を決めました。

地域子ども・子育て支援事業の需要量および確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を決めました。

具体的な計画期間における量の見込み、量の拡充と質の向上に関する方策および実施時期は次のとおりとします。

（1） 時間外保育（延長保育）事業

■ 事業内容 ■

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育園等で保育を実施します。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	604	598	584	576	569
②確保の内容	604	598	584	576	569
差（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等で当該事業を実施しており、1日あたりの提供可能量は 194 人です。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 604 人に対し、提供可能量は上回っています。

■ 質の向上 ■

就業形態の多様化に伴い、今後も引き続き利用が見込まれることから、事業者等と調整し、制度のさらなる充実や人材の確保を図ります。

(2) 放課後児童健全育成事業

■ 事業内容 ■

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に放課後児童クラブや小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

◇ 市域全体

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,042	1,038	1,039	1,038	1,037
②確保の内容	888	938	981	1,040	1,040
差 (②-①)	▲154	▲100	▲58	2	3

① 東小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	69	68	68	68	68
②確保の内容	47	47	47	47	47
差 (②-①)	▲22	▲21	▲21	▲21	▲21

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

② 西小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	57	57	57	57	57
②確保の内容	39	39	39	39	39
差 (②-①)	▲18	▲18	▲18	▲18	▲18

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

③ 南小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	93	93	93	93	93
②確保の内容	78	78	78	78	78
第一	39	39	39	39	39
第二	39	39	39	39	39
差 (②-①)	▲15	▲15	▲15	▲15	▲15

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

④ 北小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	93	93	93	93	93
②確保の内容	108	108	108	108	108
第一	61	61	61	61	61
第二	47	47	47	47	47
差(②-①)	15	15	15	15	15

⑤ 錦田小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	79	79	79	79	79
②確保の内容	37	37	80	80	80
第一	37	37	37	37	37
第二	—	—	43	43	43
差(②-①)	▲42	▲42	1	1	1

*平成 29 年度までに、放課後子ども総合プランにより第二クラブを検討する。

⑥ 徳倉小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	73	72	72	72	72
②確保の内容	58	58	58	80	80
第一	58	58	58	40	40
第二	—	—	—	40	40
差(②-①)	▲15	▲14	▲14	8	8

*平成 30 年度までに、放課後子ども総合プランにより第二クラブを検討する。

⑦ 佐野小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	58	58	58	58	58
②確保の内容	36	36	36	36	36
差(②-①)	▲22	▲22	▲22	▲22	▲22

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

⑧ 中郷小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	100	99	100	99	99
②確保の内容	98	98	98	98	98
第一	49	49	49	49	49
第二	49	49	49	49	49
差(②-①)	▲2	▲1	▲2	▲1	▲1

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

⑨ 沢地小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	44	44	44	44	44
②確保の内容	40	40	40	40	40
差(②-①)	▲4	▲4	▲4	▲4	▲4

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

⑩ 向山小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	121	120	120	120	120
②確保の内容	83	83	83	120	120
第一	40	40	40	77	77
第二	43	43	43	43	43
差(②-①)	▲38	▲37	▲37	0	0

*平成 30 年度までに、放課後子ども総合プランにより確保方策を検討する。

⑪ 北上小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	65	65	65	65	64
②確保の内容	46	46	46	46	46
差(②-①)	▲19	▲19	▲19	▲19	▲18

*平成 27 年度以降、利用状況および人口動態を踏まえ、確保方策を検討する。

⑫ 山田小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	62	62	62	62	62
②確保の内容	79	79	79	79	79
第一	40	40	40	40	40
第二	39	39	39	39	39
差(②-①)	17	17	17	17	17

⑬ 長伏小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	88	88	88	88	88
②確保の内容	39	89	89	89	89
第一	39	39	39	39	39
第二	—	50	50	50	50
差(②-①)	▲49	1	1	1	1

*平成 28 年度までに、放課後子ども総合プランにより第二クラブを検討する。

⑭ 坂小ブロック

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保の内容	40	40	40	40	40
差(②-①)	0	0	0	0	0

◇ その他の確保の内容(民間事業者実施)

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の内容	60	60	60	60	60

*量の見込みは、各小学校ブロックに含まれます。

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で、市内 14 小学校 18 か所（公設公営 17 か所、公設民営 1 か所）の放課後児童クラブと、民設民営 1 か所の放課後児童クラブにおいて、当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込みが年間 1,042 人であるのに対し、提供可能量は 888 人で、154 人分不足している状態にあります。以下の方策をとりながら、量の見込みに応じた提供体制の確保に努めます。

なお、放課後子ども総合プランに基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進を図るための事業を検討します。

- 施設の面積基準である児童 1 人あたり 1.65 m²以上の確保については、経過措置とすることから、現在のガイドラインを踏襲し、定員の弾力的な運用を図る。
- 児童数の将来推計により、施設の増設や改築等の計画を段階的に進める。
- 学校施設の活用について、余裕教室の転用や放課後に使用しない教室の活用等を教育委員会と協議する。
- 学校近隣の公共施設（社会的資源）の活用を検討する。
- 高学年については、優先利用の考え方もあわせて検討する。
- 放課後子ども教室の開設を協議する。
- 放課後子ども総合プランの計画的な整備を協議する。
- 民間事業者の参入を促す。

■ 質の向上 ■

保護者の子育てと就労の両立を支援する事業として、安全で適切な遊びおよび生活の場を提供できるよう、人材の確保や研修の充実に努めます。



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

■ 事業内容 ■

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人日）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	264	264	264	264	264
②確保の内容	264	264	264	264	264
差（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等で当該事業を実施しています。

平成 27 年度から平成 31 年度の量の見込み年間 264 人日に対し、提供可能量は満たしています。

■ 質の向上 ■

家庭や地域の子育て機能の低下等に伴い、児童の一時的な受け皿が必要とされていることから、今後さらなる事業周知を行い、必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

■ 事業内容 ■

乳幼児およびその保護者が気軽に集い、相互の交流や育児相談を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

（単位：人回）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	91,404	90,780	90,432	89,232	87,840
②確保の内容	91,404	90,780	90,432	89,232	87,840
差（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 26 年度時点で、市内 11 か所で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 91,404 人回に対し、提供可能量は満たしています。

■ 質の向上 ■

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施することにより、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、また、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力向上につながることから、さらなる事業の周知を行います。

(5) 一時預かり事業

■ 事業内容 ■

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童を対象に、通常の利用時間以外に幼稚園等で保育を行います。また、それ以外のものについては、家庭における保育が一時的に困難となった場合に、保育園、幼稚園、地域子育て支援拠点等で、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行います。

(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	36,197	35,637	34,266	33,743	33,494
1号認定	780	768	738	727	721
2号認定	35,417	34,869	33,528	33,016	32,773
②確保の内容	32,430	32,430	32,430	32,430	35,190
私立幼稚園	31,280	31,280	31,280	31,280	19,780
認定こども園	1,150	1,150	1,150	1,150	15,410
差 (②-①)	▲3,767	▲3,207	▲1,836	▲1,313	1,696

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 36,197 人日に対し、提供可能量は 32,430 人日と 3,767 人日不足している状態にあります。平成 31 年度の増員により、量の見込みを提供可能量が上回ります。

■ 質の向上 ■

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予想されることから、制度のさらなる充実を図ります。

(イ) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11,915	11,571	11,202	10,537	9,880
②確保の内容	10,240	10,240	10,240	10,240	10,240
公立保育園	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
私立保育園	4,370	4,370	4,140	4,140	690
認定こども園	0	0	920	920	4,370
特定地域型保育	1,380	1,380	690	690	690
認可外保育施設	690	690	690	690	690
短時間保育事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
差 (②-①)	▲1,675	▲1,331	▲962	▲297	360

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設等で当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 11,915 人日に対し、提供可能量は 10,240 人日と 1,675 人日不足している状態にあります。平成 27 年度からの公立保育園での事業実施により、量の確保を図ります。

■ 質の向上 ■

緊急での預かりを必要とする保護者の要望に応えるため、量の確保と合わせて安全な保育の充実、人材の確保に努めます。

(6) 病児・病後児保育事業

■ 事業内容 ■

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育等を実施します。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,418	3,418	3,418	3,418	3,418
②確保の内容	3,418	3,418	3,418	3,418	3,418
差 (②-①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で特定教育・保育施設や医療機関等で当該事業を実施しています。

平成 27 年度から平成 31 年度の量の見込み年間 3,418 人日に対し、提供可能量は満たしています。

■ 質の向上 ■

保護者の子育てと就労の両立を支援する事業として、今後の利用状況を注視しながら、事業者等と連携・調整していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■ 事業内容 ■

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,626	4,623	4,581	4,551	4,526
一時預かり	2,126	2,123	2,081	2,051	2,026
就学児	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②確保の内容	6,064	6,064	6,064	6,064	6,064
差 (②-①)	1,438	1,441	1,483	1,513	1,538

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で本町子育て支援センター内に事務局を設置し、実施しています。
 量の見込みのピークである平成 27 年度の量の見込み年間 4,626 人日に対し、提供可能量は上回っています。

■ 質の向上 ■

活動についての周知・啓発に努め、特に援助会員の確保を図るとともに、レベルアップのための研修の充実を図ります。

(8) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ事業）

■ 事業内容 ■

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：か所)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差 (②-①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で子育て支援課が窓口となり実施しており、平成 27 年度以降も継続して実施します。

■ 質の向上 ■

関係施設や事業者等と連携を密にして情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や地域子育て支援事業を利用できるよう、情報提供に努めます。

(9) 妊婦健康診査

■ 事業内容 ■

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。受診週数の目安を基準に、最大 14 回まで受診できます。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	870	861	851	835	821
②確保の内容	870	861	851	835	821
差 (②-①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で健康づくり課が実施しており、平成 27 年度以降も継続して実施します。

■ 質の向上 ■

母子保健の観点から継続して実施する必要性があり、すべての妊婦が安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図ります。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■ 事業内容 ■

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	845	836	826	811	797
②確保の内容	845	836	826	811	797
差 (②-①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で健康づくり課が実施しており、平成 27 年度以降も継続して実施します。

■ 質の向上 ■

母子保健の観点から継続して実施する必要があるとあり、引き続き、母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、不安や悩みに対し、助言や情報提供を行います。

(11) 養育支援訪問事業

■ 事業内容 ■

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

■ 量の見込みと確保の内容 ■

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	542	536	531	526	520
②確保の内容	542	536	531	526	520
差 (②-①)	0	0	0	0	0

■ 確保方策 ■

平成 25 年度時点で健康づくり課が実施しており、平成 27 年度以降も継続して実施します。

■ 質の向上 ■

養育支援が必要な家庭にとって重要な事業であり、関係機関等と連携を図り、今後も引き続き保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援等を行います。

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■ 事業内容 ■

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図ります。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■ 事業内容 ■

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成します。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業

■ 事業内容 ■

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。



3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

新制度におけるすべての認定区分に対応可能な認定こども園について、幼稚園および保育園からの移行等、地域の実情に応じた整備が促進されるよう支援を行います。

また、その普及にあたっては人材の確保が必須です。人材の確保・育成に向け、資格取得への支援を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割と推進対策

- 乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを念頭に置き、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を通して、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障します。
- 幼稚園、保育園、認定こども園は、幼児期の学校教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うとともに、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修の実施、さらには、専門性および資質向上のための研修の拡充を図ります。また、自己評価を行うことにより、課題意識を持った学校教育・保育に取り組みます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園では、各園の実情に応じた指導体制を作り、また各園の安全・危機管理を徹底するための適正な人的配置および施設・設備の充実を図ります。
- 教育・保育事業者、保護者、行政および関係者等による情報共有・情報交換に努め、三島市に育つ子どもたちへの質の高い学校教育・保育の提供に努めます。
- 支援を必要とする子どもへの対応については、三島市障害福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に努めます。
- 教育・保育施設を利用する子どもがいる家庭、在宅で子育てをしている家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量ともに充実していきます。

(3) 教育・保育施設および地域型保育事業との相互の連携

幼稚園、保育園、認定こども園および地域型保育事業所による連絡会を開催し、相互の連携に努めます。

(4) 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校等との連携

発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の学校教育・保育は、その後の学校教育の基盤を培うたいへん重要なものであることから、幼稚園、保育園、認定こども園は、幼児期の学校教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めていきます。

4 産後の休業および育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等に努めます。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に幼稚園、保育園、認定こども園または地域型保育事業の整備を行います。

①乳児保育の拡大

平成 25 年度より、0 歳児の受け入れ拡大に対応した民間保育園に対して補助金の交付等を行い、乳児の受け入れ拡大に努めてきましたが、さらなる拡大体制を検討していきます。

②乳幼児保育を実施する保育園への助成

民間保育園における 1 歳児及び 2 歳児、ならびに認可外保育施設における 3 歳未満児の保育を支援するため、県の多様な保育推進事業費補助金を活用し、引き続き補助事業を継続していきます。

5 専門的な支援を要する子どもを持つ家庭への支援

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の促進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実、外国人児童に対する支援等について、県が行う施策と連携を図りながら、三島市の実情に応じた施策を推進します。

(1) 育児不安や悩みの軽減と児童虐待防止対策の充実

児童虐待に走るケースの多くが、育児不安や頼れる人の欠如によって引き起こされています。こうした問題に対し、子育てをする人の負担や孤立感をなくし、子育ての喜びを感じながら子どもと一緒に成長していくための施策の充実を図ります。

① 子育て悩み相談会等各種相談会の充実

少子化や核家族化に伴う育児の孤立化、母親のストレスが増加傾向にある中、育児支援の一環として心理判定員による個別相談や各種相談会の充実を図ることにより、親の育児不安を軽減し、子どもの健全な発達を目指すとともに保護者の健康の保持増進を図ります。

② 幼児個別相談会の実施

精神発達、情緒行動上の問題、親子関係等の問題で精密検査を必要とする幼児を対象に児童相談所の心理判定員による個別相談を行うことにより、支援を必要とする幼児を早期発見し、幼児の健全な発達を促します。

③ 家庭児童相談室の設置

家庭や児童を取り巻く環境が大きく変化し、問題も多様化している中、家庭児童相談室の果たす役割は大きいものがあります。引き続き、児童福祉向上のため、家庭や児童に関する相談、指導、助言に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

社会の変化により、三島市でもひとり親家庭が増加傾向にあります。ひとり親家庭は子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活において経済的・心理的負担が大きいと考えられます。

今後とも、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を継続するとともに、就業が困難な母子家庭や父子家庭等への相談体制の充実を図るなど、総合的な自立支援の推進に努めます。

①児童扶養手当の支給

18歳に達した最初の3月31日までの子どもがいるひとり親家庭に支給されるもので、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することから、今後も適正な支給事務に努めます。

②母子世帯等医療費助成の充実

母子世帯および父子世帯については、医療費にかかわる経済的負担が生活に影響を及ぼす可能性も高いことから、医療費の助成を行うことで安心して医療を受けられるように、健康保持と福祉の増進に努めます。

③各種手当等の充実

母子世帯等児童育成手当や母子世帯等小学校入学祝金、母子世帯等中学校卒業就職・進学祝金、交通遺児等扶養手当等、各種手当の充実を図ります。

④ひとり親家庭子育てサポート事業

児童扶養手当を受給している者およびそれに準ずる者を対象に、ファミリー・サポート・センター事業と延長保育事業を利用した場合の利用料について助成します。

⑤母子・父子自立支援員の設置

母子家庭等を対象に、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行います。

⑥母子父子寡婦福祉資金貸付の周知・受付

県が実施する母子父子寡婦福祉資金貸付の周知や受付を行います。

(3) 子どもの発達支援対策の推進

障がいの原因となる疾病の早期発見・早期療育の推進を図り、また子どもの成長や発達状態により適切な支援を行うため、妊娠・出産期や乳幼児期など、早期からの健康診査を行います。合わせて、療育支援体制の充実を図るため、関係機関との連携に努めます。

①相談支援事業

子どもの発達に関する不安や関わり方についての悩みなど、発達内容に応じて対応等の助言を行うとともに、保護者の育児のストレスなどを軽減し、子育てに見通しが持てるよう支援に努めます。また、幼稚園、保育園、小・中学校（特別支援学級）、特別支援学校との連携を図りながら、就学相談等に努めます。

②発達支援事業

親子で定期的に教室へ通うことにより、子どもに安心して様々な生活や遊びを繰り返し経験してもらいながら、基本的な生活習慣を身につけ、身近な人・物・活動への気付きや興味を引出し、感情や意志を表現する力や自分から周囲に関わりを持つ力などを育めるように努めます。

③地域支援事業

幼稚園や保育園の訪問支援、母子保健事業との連携、研修や講座の開催を通して、支援や配慮が必要な子どもが地域の中でいきいきと生活ができ、親が安心して子育てができる環境を提供します。

④通所支援事業

児童発達支援事業所を利用している子どもの心身の状況や環境、保護者の意向等を事業所と市が共有することで、その子にとって一番良い進路を選択できるよう連携調整の強化に努めます。

(4) 障がいのある子どもに対する施策の推進

障がいのある子どもが、地域社会の中でいきいきと暮らすことができるよう、一人ひとりの状況に応じた適切な療育・サービスの提供に努めるとともに、サービスの充実を図るため、関係機関との連携に努めます。

①障がい児支援の充実

発達が心配される子ども一人ひとりに、児童福祉法に基づく通所支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）を通して、発達を支援していきます。

②障がい福祉サービスの充実

障がいのある子どもの自立した生活を支えるため、障害者総合支援法に基づいたサービス等利用計画および個別支援計画を作成し、一人ひとりに応じたケアマネジメントによりきめ細かなサービス提供に努めます。

(5) 外国人児童に対する支援の充実

外国人児童への支援は、児童の家族等が異文化による生活の中で様々な課題を抱えていることが多く、日常生活や学校生活など包括的な支援が必要となります。このため、多文化共生社会の視点に立ち、外国人児童の自立に向け、行政と関係団体が連携し、支援体制の仕組みが構築されるよう努めます。

6 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

共働き世帯が増加している現在、子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るには、家族内での協力、子ども・子育て支援施策の充実のみならず、地域や企業の理解や支援も必要不可欠なものとなっています。出産前後や育児中であっても女性がいきいきと働けるよう、また、男性も積極的に子育てに参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

①仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方の推進

仕事と育児や介護、地域活動等との調和を可能にするため、個々人のライフスタイルやライフステージに応じて、短時間正社員や雇用型在宅型テレワークなどの多様な働き方の実現、普及促進について、関係機関と連携し周知・啓発に努めます。

②男女共同参画社会基本法の周知

市のホームページや男女共同参画関連講座において内容の周知に努めます。また、より効果的な啓発方法を検討し、積極的に情報提供していきます。

③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

職場、家庭、地域等様々な場における慣行のなかで、性別による固定的な役割分担につながるおそれのあるものについて、市の広報やホームページを活用しながら、広くその見直しを呼びかけます。

④男女による家庭・地域社会への参加促進

性別にかかわらず家族の皆が家事・育児・介護を担うよう意識の啓発を図っていくとともに、地域活動に参加できるような環境づくりを進めていきます。

⑤教育・保育の場における男女平等意識の醸成

子ども達の成長過程、発達段階に応じた指導を通して、人権尊重、男女平等、相互理解・協力、両性自立の意識を醸成します。

⑥女性の就業・再就職の相談および必要な技術の習得支援

女性就労相談員による就業・再就職の相談業務に努め、必要な技術の習得を目的とした学習・訓練の機会充実を図ります。

⑦男性の育児休業取得率の向上

子育てをしながら働き続けることができる雇用環境の整備と、職場全体の意識を高めしていくための広報・啓発活動を充実し、男性の育児休業取得率の向上を図ります。

⑧パートタイム労働法の啓発

「パートタイム労働法」の周知に努め、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保を図ります。

7 地域における切れ目ない子育て支援の強化

妊娠から出産、子育て期までの「切れ目ない支援」を強化し、安心して子どもを産み、育てることができる仕組みを構築することにより、地域の子育て力を高めていきます。

①出産・子育て包括支援推進事業

出産後の母子を対象に、産科医療機関での心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業をはじめ、母子保健コーディネーターの配置、産前産後のサポート事業を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

②子どもは地域の宝事業

地域のより良い人間関係を育み、安心して子育てができる地域社会を構築することを目的に、子どもの誕生を地域で祝うお祝い会の開催や、各種の子育て支援活動を行う自治会・町内会に対し、小学生以下の子ども数や出生数に応じて、その経費を補助します。

③子育て支援団体等への支援

子育て・子育てを地域社会全体で支える活動が充実・拡大することにより、地域の子育て力をより高めることにつながることから、市内の子育て中の親またはその子ども等を対象とした子育て支援活動を行っている団体の育成支援に努めます。

- 子育て支援団体等活動費補助事業
- 子育て支援出前講座

8 地域の遊び場・交流の場の充実

子どもたちが心身ともにたくましく、豊かな人間性を身につけられるよう、また親子どうしの交流の場の確保など、子どもが集まる場所および機会の充実に努めます。

①三島の特性を活かした公園の配置

自然と水に親しめる公園や、河川や道路を軸とした公園や緑地等、三島の特性を活かし「ガーデンシティみしま」にふさわしい公園の適正配置に努めます。

②公園等の遊具の適正な維持・管理

社団法人日本公園施設業協会加盟会員業者の公園施設製品整備士による公園遊具の定期点検および現場作業員による日常点検を行い、遊具の安全対策の充実に努めます。

③教育・保育施設における園庭開放・見学会の充実

地域の遊び場・交流の場として、安全性や防犯等に十分留意しながら、園庭開放や見学会を実施し、地域と密着した子育ての場を提供していきます。

9 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、児童期を経て子どもが成長していく過程において、教育、保育、医療など子育てに関する費用は大きく掛かるものです。

このような状況を踏まえ、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種手当等について適正に対応し、推進します。



